

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年6月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

- 議案第8号 地域計画変更に係る意見聴取について  
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第11号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について  
議案第12号 農用地利用計画の変更について（協議）  
議案第13号 刈谷市南部地区の農業の振興に関する計画について（協議）  
報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第12号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について  
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第14号 農地改良届出について

### 農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤 ふうこ	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

### 農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 1 番 山田 友樹 2 番 井野 容次

議 事

議 長 はじめに、議案第 8 号を上程します。  
それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。  
1 ページをお願いします。

議案第 8 号

地域計画変更に係る意見聴取について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の  
規定に基づく地域計画の変更について、次のとおり提案する。

（1）地域計画の変更について

資料代わりまして、左肩に参考様式第 5 - 2 号と書かれたホチキス止  
めの資料 3 つをご用意ください。

本日の審議において農振除外の案件がありますが、農振除外する際  
には地域計画の目標地図から対象農地を外しておかなければ農振除外す  
ることができないため、地域計画の変更を行うものです。

該当する地区は刈谷北部地区、富士松地区、刈谷南部地区の 3 つにな  
ります。各地域計画には様式第 5 - 2 号の全体説明と変更後の目標地  
図をつけておりますが、全体図だけではわかりにくいため、その後ろ  
に今回地域計画から外す対象農地の一覧表とそれぞれの詳細地図をつ  
けております。その詳細地図にて今回除外対象となった農地をオレン  
ジ色で囲っております。なお、様式第 5 - 2 号につきましては、地域  
計画の区域内における農地面積等に変更がありますが、他には変更点  
がないため、内容については目標地図にて説明させていただきます。  
まず、刈谷北部地区を説明しますので、参考様式第 5 - 2 号の 1 枚目  
の上段の表の一番下の項目に刈谷北部地区と記載のあるものをお願い  
します。

6枚はねていただきまして一覧表をお願いします。表にあるとおり電気通信事業用地が1件、分家住宅が4件あり、計5か所変更しています。それぞれの案件の詳細につきましては議案第12号の際に説明させていただきますので、地図の変更箇所のみそれぞれ詳細地図でご確認ください。

次に富士松地区をお願いします。2枚はねて一覧表をお願いします。駐車場が1件、分家住宅が1件、保育園が1件、工業用地が1件あり、計4か所変更しています。変更箇所は詳細地図でご確認ください。

最後に刈谷南部地区をお願いします。3枚はねていただいて一覧表をお願いします。分家住宅が1件、駐車場が1件あり、計2か所変更しています。

以上3地区11か所を地域計画から外していくものになります。

議案書に戻っていただきまして、(2)提案理由について、この案を提出したのは、同法同条第6項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聞かなければならないからであります。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第8号を原案通り決定します。次に、議案第11号整理番号36から37を上程します。なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広  
委 員  
それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局  
それでは、説明させていただきます。  
8ページをお願いします。

議案第11号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号36〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年8月1日から令和18年1月31日まで

以下、9ページの〔整理番号37〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。  
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。  
議案第11号整理番号36から37を原案のとおり可決することにご  
異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第11号整理番号36から37を原案通り決定  
委 員 します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 次に、議案第12号整理番号7を上程します。  
なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、神谷  
友裕委員は退席をお願いします。

(神谷友裕委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。  
11ページをお願いします。  
議案第12号  
農用地利用計画の変更について(協議)

[変更内容 除外]

[整理番号7]

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)



(事業計画)

工業用地

申出地は、刈谷市不燃物埋立場の東約10mのところの位置しています。概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申出人は、刈谷市に本店を置き、総合建設業等を主な業務とする法人です。既存のプラント工場の老朽化が進んでいることに加え、新たに廃プラスチックのリサイクル事業に取り組むため、既存プラントの更新及びリサイクル棟の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、リサイクル棟1棟3,120㎡、リサイクル受入評価棟1棟1,591.66㎡、事務所棟1棟1,184.95㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

議 長 何を処分するのですか。

事 務 局 これまで産業廃棄物を処理していましたが、それに加えて廃プラスチックを処分するというものです。

議 長 他に質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。  
議案第12号整理番号7を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第12号整理番号7を原案通り決定します。

(神谷友裕委員着席)

議長 それでは、議案第9号から議案第13号及び報告第11号から報告第14号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

議案第9号

農地法第4条の規定による許可申請について

[受付番号1]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

自己用住宅建築

申請地は、愛知教育大学の北約1kmのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅1棟107.08㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3ページをお願いします。

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号5〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

給油所及び店舗建築

申請地は、衣浦幼稚園の北西約150mのところに位置しています。市街化に近接する区域にあり、その規模が概ね10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、東京都に本社を置き、石油製品類の販売やカーメンテナンスサービスなどを主な事業とする法人です。申請人は全国でガソリンスタンドを展開していますが、新規出店のために適地を探していたところ、申請地が条件と一致したため、新たな給油所及び店舗の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、ガソリンスタンド1棟、コンビニ店舗1棟、計550.77㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と、雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 6〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

資材置場及び駐車場

申請地は、愛知教育大学の東約 50 m のところに位置しています。市街化に近接する区域にあり、その規模が概ね 10 ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断致しました。

申請人は、井ヶ谷町に本社を置き、建築資材の販売や運搬に関する業務を主な事業とする法人です。貨物自動車運送事業法の改正により、これまでと同じ業務を行うためには貨物車両を事業用として登録する必要があり、そのためにまとまった駐車場が必要となることに加え、資材置場として借りている土地を返却しなければならなくなったため、新たな資材置場及び駐車場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、資材置場 400 m<sup>2</sup>、駐車場 8 台分、852 m<sup>2</sup>を整備したく、本申請に及んだものです。

また、浸水対策法の雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4 ページをお願いします。

議案第 11 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 27〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

使用貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年8月1日から令和17年11月30日まで

以下、8ページの〔整理番号35〕までの申し出がありました。  
内容については、記載のとおりです。

10ページをお願いします。

議案第12号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容 除外〕

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

電気通信事業用地

申出地は、北部生涯学習センターの北東約150mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申出人は、電気通信事業を主な業務とする法人です。携帯電話サービス向上のため、新たな基地局の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、基地局1棟2.25㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、富士松南小学校の南西約350mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申出人は、長年申請地を共同住宅の駐車場として利用していましたが、所有地の管理状況を確認したところ、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。

そこで、農振農用地ではありますが、駐車場20台分398㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)



(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、今岡市民館の南東約420mのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅1棟125.75㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

[変更内容 除外]

[整理番号4]

(所在及び面積)



(申出人)



(事業計画)

保育園

申出地は、富士松中学校の南西約300mのところに位置しています。農地区分は、駅、役場等を中心に1km以内で宅地の割合が40%を超える区域にある農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、刈谷市に本部を置き、西三河地区で認可保育園などを運営している法人です。刈谷市が北部地域において多機能な保育所の設置について公募し、本法人の提案が優良であると認められたため、整備計画を進めているものです。

そのため、農振農用地ではありますが、100名ほどの入所保留児童

に対応するため保育園1棟963.61㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号5〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、愛知教育大学の北西約800mのところに位置しています。市街化に近接する区域にあり、その規模が概ね10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族4人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅1棟90.26㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号6〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、愛知教育大学の北約300mのところに位置しています。

概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族2人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅1棟104.30㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号8〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、富士松北乳児園の西約450mのところに位置しています。農地区分は、水道管等が埋設されている道路沿いで、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等がある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族2人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅1棟79.38㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号9〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)



(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、小垣江東小学校の南約 5 5 0 m のところに位置しています。概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族 2 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅 1 棟 5 7 . 9 1 m<sup>2</sup>を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

[変更内容 除外]

[整理番号 1 0]

(所在及び面積)



(申出人)



(事業計画)

分家住宅建築

申出地は、愛知教育大学附属高校の南西約 5 0 0 m のところに位置しています。概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族 3 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、分家住宅 1 棟 1 3 3 . 3 3 m<sup>2</sup>を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

[変更内容 除外]

〔整理番号 1 1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、朝日小学校の南約 10 m のところに位置しています。概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申出人は、近隣で賃借していた駐車場を返却することになり、入居者の駐車場が不足することから新たな駐車場の建築を計画しました。そこで、農振農用地ではありますが、駐車場 78 台分、2,149 m<sup>2</sup>を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

14 ページをお願いします。

議案第 13 号

刈谷市南部地区の農業の振興に関する計画について（協議）

この計画につきましては、平成 12 年 3 月に施行された「農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえて定められた国のガイドライン及び県の指導に基づいて定めるものです。ほ場整備や埋め立て等を「面的」な整備というのに対し、パイプライン化などを「線的」な整備とありますが、このような線的整備が完了後 8 年を経過していない区域の土地を除外するに当たっては、通常農用地利用計画のほか、この計画において、その種類、規模、位置を定める必要があります。

下表の案件は、さきほどの農振除外の整理番号 9 について説明したのですが、中井筋地区のかんがい排水事業が施工中であり、工事完了

後 8 年未満であるため、本計画を定めることとし、農業委員会に協議するものです。

15 ページをお願いします。

報告第 11 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 22〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、17 ページの〔受付番号 32〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

18 ページをお願いします。

報告第 12 号

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号 2〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

花苗

(生産収量)

78,000株

(業務執行役員等の状況)

●●●●

19ページをお願いします。

報告第13号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号2]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和8年5月17日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、20ページ〔整理番号5〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

21 ページをお願いします。

報告第14号

農地改良届出について

〔受付番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和8年5月18日から令和8年8月17日まで

説明は以上です。

議長 上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

議長 大規模な農地転用な案件がありますが、地域計画の変更を伴っていないことについて、どういった違いがあるのですか。

事務局 大規模な転用ではありますが農振農用地ではない農地であるため農振除外を伴わないため、地域計画の変更は必要ないものになります。

議長 他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第9号から議案第13号及び報告第11号から報告第14号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第9号から議案第13号及び報告第11号から報告第14号までを原案通り決定します。  
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時40分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 石 川 晴 雄

課長補佐兼係長 酒 井 武 士

主 査 新 美 晶 子

主 事 加 藤 立 紀